

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

### ～ 開運ブレスレット、効果が無くて連絡すると… ～

#### 《相談内容》

ダイレクトメールの広告を見て電話し、5万円の開運ブレスレットを購入した。いろいろ悩みがあったが、身に付けていても運がよくなったように感じられず、「効果が無ければ連絡してください。」と言われたのを思い出して、連絡した。すると運気をあげる祈祷師という人を紹介され、電話で何度か相談したが、結局180万円で祈祷することを勧められた。ほんとにそれで運がよくなるのだろうか？(60代、女性)

#### 《アドバイス》

相談者には開運商法について説明し、これ以上関わらないほうが良いと助言しました。人の悩みや不安を聞きだして、「運が開ける」とか「先祖の因縁を絶つため」と言いつつ、高額な印鑑やブレスレットなどを勧めたり、さらに祈祷料などの名目でお金を請求する商法は、「開運商法」「靈感商法」と呼ばれています。事例のように「効果が無ければ連絡してください。」など、返品できるかのような説明や記載があっても、連絡すると、逆に不安をあおられ、さらに高額な祈祷等を勧められることもあります。誰でも多少の不安や悩みは抱えています。お金で幸運は買えません。話を聞いてもその場で契約しないでください。少しでも迷ったら、すぐに家族や信頼できる友人、お近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 生活情報ファイル

### ～消費生活相談員養成講座を開催します～

様々な消費者問題が起こる現代で、消費者からの相談に応じて適切に対応する消費生活相談員は心強い存在です。広島県では消費生活専門相談員資格認定試験に合格するための講座を開催します。あなたも資格取得を目指してみませんか？

**広島会場** [日 時] 平成23(2011)年6月18日(土)、19日(日)、  
7月2日(土)、3日(日)、9日(土)、10日(日)、16日(土)、17日(日)、  
講座時間は全日10:00～16:00

[会 場] 広島YMCA(広島市中区八丁堀7-11)

[定 員] 70名(受講の可否は、応募動機、地域性等を加味して選考し、本人に通知します。)

[締め切り] 平成23年5月30日(月) 必着

**福山会場** [日 時] 平成23(2011)年7月16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)、  
30日(土)、31日(日)、  
8月6日(土)、7日(日)、講座時間は全日10:00～16:00

[会 場] 福山プラザホテル(福山市住吉町1-40)

[定 員] 30名(受講の可否は、応募動機、地域性等を加味して選考し、本人に通知します。)

[締め切り] 平成23年6月24日(金) 必着

#### 各会場共通

[受講料] 無料(ただし、教材費として「くらしの豆知識2011年版」450円程度別途必要)

[応募条件] 全日程の受講が可能な方

[問合せ・申込み先] 受講申込方法等お問合せください。

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル3階

電話: 082-962-6181, FAX: 082-962-6182

## 試してみよう、消費者力！第2回

Q 未成年者が親権者の同意を得ずに交わした契約のうち、未成年者契約として取り消せるものを選びなさい。

- 1 19歳の大学生が50万円の中古車を契約した。
- 2 19歳の結婚している女性が40万円のエステを契約した。
- 3 18歳なのに21歳だと相手をだまして30万円のバイクを契約した。
- 4 17歳の高校生が自分の小遣いで5,000円のDVDを購入した。

【第7回消費者力検定（平成22年度実施）一般コースから】

## くらしのまめちしき

### ～～5月は消費者月間です～

#### 今年の全国統一テーマ「地域で広げる 消費者の安全・安心」

毎年5月は「消費者月間」。県でも講演会や県立図書館での展示を開催します。消費者の役割について学ぶため、出掛けてみませんか。

#### 講演

「消費者力を高めよう ～自分のため、地域のため、社会のため～」

【とき】平成23年5月27日（金）13：30～16：00

【ところ】RCC文化センター7階701・702会議室

（広島市中区橋本町5-11）参加無料

#### 講師

あずま たまみ  
東 珠実 さん

椋山女学園大学  
現代マネジメント学部教授



#### 講師プロフィール

専門は、消費者教育、生活経営学など。現在、日本消費者教育学会常任理事、中部支部長、日本消費経済学会理事、愛知県消費生活審議会委員、名古屋市消費生活審議会委員を務め、財団法人国民生活センター主催「全国消費者フォーラム」の消費者教育分野のアドバイザーなどを担当。

<主な著書>

「消費者問題」慶応義塾大学出版（共著）、「現代社会の消費マーケティング」税務経理協会（共著）、「法と消費者」慶応義塾大学出版（共著）ほか、多数。

【申込・問合せ先】広島県環境県民局消費生活課 電話：082-513-2731

#### 県立図書館連携展示（消費者啓発書籍等の展示とパンフレット配布等）

【とき】平成23年5月6日（金）～6月5日（日）

【ところ】広島県立図書館（広島市中区千田町3-7-47）

「試してみよう、消費者力！第2回」解答と解説⇒未成年者が親権者の同意を得ずに行った契約は取り消すことができる。ただし、未成年者であっても結婚している場合や、相手に自分が成年であると信じさせて行った契約は取り消すことができない。また、小遣いの範囲内での契約も取り消すことはできない。（正解—1）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変更していただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町）●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。